

官報

号外 昭和二十七年二月二十二日

第十三回 参議院 會議録第十六号

昭和二十七年二月二十二日(金曜日)午前十時四十四分開議

議事日程 第十五号

昭和二十七年二月二十二日

午前十時開議

第一 皇室經濟法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第二 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十八日内閣から、左記の者に閣議補録委員会委員を命じたので国会法第三十九條但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

記

参議院議員 小瀧 彬君

一昨二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

人事委員

森崎 隆君

地方行政委員

佐藤 尚武君

厚生委員

藤原 道子君

農林委員

清澤 俊英君

通商産業委員

小林 孝平君

経済安定委員

館 哲二君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員

藤原 道子君

地方行政委員

館 哲二君

厚生委員

森崎 隆君

農林委員

小林 孝平君

通商産業委員

清澤 俊英君

経済安定委員

佐藤 尚武君

同日委員長から左の報告書を出した。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案審査報告書

同日議長において採択することを議決した台湾引揚者の接収財産返還等に関する請願外二件の請願および米田まぐろ開闢問題に関する陳情外二件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

去る十九日委員長から提出した左の公聴会開会承認要求に対し、議長は一昨二十日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 昭和二十七年一度一般会計予算(予備審査)

昭和二十七年一度特別会計予算(予備審査)

昭和二十七年一度政府関係機関予算(予備審査)

昭和二十七年一度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十七年度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十七年度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十七年度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十七年度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十七年度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十七年度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十七年度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十七年度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十七年度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十七年度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十七年度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十七年度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十七年度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十七年度政府関係機関予算(予備審査)

昭和三十七年度政府関係機関予算(予備審査)

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十七年二月十九日

予算委員長 和田 博雄

参議院議長佐藤尚武殿

去る十九日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

警察予備隊長 中村 卓君

部警備局長 窪谷 直光君

同 経理局長 窪谷 直光君

同日内閣総理大臣から、警察予備隊長部警備局長中村卓君外一名(前掲議長承認の通り)を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省主税 泉 美之松君

局税制課長 泉 美之松君

同調査課長 龜 正之君

大蔵省主計 平井 平治君

局司計課長 平井 平治君

一昨二十日内閣総理大臣から、大蔵省主税局税制課長泉美之松君外二名(前掲議長承認の通り)を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

昨二十一日衆議院より左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案

農林委員会に付託

開折者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

大蔵委員会に付託

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律案

建設委員会に付託

同日委員長から左の報告書を出した。

皇室經濟法の一部を改正する法律案

可決報告書

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案(第十二回国会提出本院継続審査)

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

この際お諮りいたします。山内卓郎君から十三日間、櫻内辰郎君から八日間、それ〴〵病氣のため請暇の申出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、皇室經濟法の一部を改正する法律案、日程第二、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により第二十一号末尾に掲載〕

皇室經濟法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年二月十六日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤尚武殿

皇室經濟法の一部を改正する法律案

皇室經濟法の一部を改正する法律案

皇室經濟法(昭和二十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條 左の各号の一に該当する場合においては、その度ごとに国会の議決を経なくても、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲

一八一

昭和二十七年二月二十二日 参議院會議第十六号 皇室經濟法の一部を改正する法律案外一件

り受け、若しくは賜與することができ。

一 相當の對価による売買等通常の私的經濟行為に係る場合

二 前号に掲げる場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、皇室がなす賜與又は讓受に係る財産の価額が、別に法律で定める一定価額に達するに至るまでの場合

第六條 皇室費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するものと及び皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するものと並びに皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出するものととする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基いて、これを算出する。

前項の場合において、皇族が初めて独立の生計を営むことの認定は、皇室經濟會議の議を経ることを要する。

年額による皇室費は、左の各号並びに第四項及び第五項の規定により算出する額とし、第四條第一項に規定する皇族以外の各皇族に對し、毎年これを支出するものとす。

一 独立の生計を営む親王に對しては、定額相當額の金額とする。

二 前号の親王の妃に對しては、定額の二分の一に相當する額の金額とする。

三 独立の生計を営む内親王に對しては、定額の二分の一に相當する額の金額とする。

四 独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に對しては、定額の十分の一に相當する額の金額とする。

五 王、王妃及び女王に對しては、それぞれ前各号の親王、親王妃及び内親王に準じて算出した額の十分の七に相當する額の金額とする。

攝政たる皇族に對しては、その在任中は、定額の三倍に相當する額の金額とする。

同一人が二以上の身分を有するときは、その年額中の多額のものによる。

皇族が初めて独立の生計を営む際に支出する一時金額による皇室費は、独立の生計を営む皇族について算出する年額の二倍に相當する額の金額とする。

皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による皇室費は、左の各号に掲げる額を超えない範圍内において、皇室經濟會議の議を経て定める金額とする。

一 皇室典範第十一條、第十二條及び第十四條の規定により皇族の身分を離れる者については、

独立の生計を営む皇族について算出する年額の十倍に相當する額

二 皇室典範第十三條の規定により皇族の身分を離れる者については、第三項及び第五項の規定

により算出する年額の十倍に相當する額。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。

第四條第二項の規定は、皇室費として支出されたものに、これを準用する。

第四條第三項及び第四項の規定は、第一項の定額に、これを準用する。

第十一條第二項中「大蔵次官」を「大蔵事務次官」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行の際既婚者たる親王は、改正後の皇室經濟法第六條第三項の適用については、独立の生計を営む親王とみなす。

3 この法律施行の際未婚者たる親王又は内親王は、改正後の皇室經濟法第六條第三項の適用については、独立の生計を営まない親王又は内親王とみなす。

〔審査報告書は都合により第二十一号末尾に掲載〕

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年二月十六日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律

皇室經濟法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第三條 法第二條第二号の一定価額は、左の各号による。

一 天皇及び法第四條第一項に規定する皇族については、これらの者を通じて、賜與の価額は三百七十万円、讓受の価額は百二十万円でする。

二 前号以外の皇族については、賜與及び讓受の価額は、それぞれ十五万円とする。

第三條から第六條までを次のように改める。

第三條から第六條まで 削除

第七條中「二千九百万円」を「三千万円」に改める。

第八條中「七十三万円」を「百四十万円」に改める。

本則中第九條の次に次の一條を加える。

第十條 法第六條第三項及び第四項の皇室費は、年度の途中において、これを支出する事由が生じたとき、又はこれを支出することをやめる事由が生じたときは、当該事由が生じた月を含めて、年額の月割計算により算出した金額を支出する。

前項の場合において、同一の月に支出することをやめる事由と同時に新たに支出する事由が生じた

ときは、その月の月割額は、その多額のものによる。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 議題となりました皇室經濟法の一部を改正する法律案と皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案、この両案につきまして、内閣委員會における審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

両案は關連しておりますから一括して申上げたいと思ひます。委員會は二回開會いたしました。そして、そのうち一回は予備審査でありました。昨日質問を終了いたしました。討論を省略して、全会一致を以て可決すべきものと議決いたしましたのであります。

この両案は非常に複雑な書き方がしてありまして、甚だ了解しにくい点があるものであります。私は両方を通じまして、できるだけ簡明に説明を申上げたいと思ひます。

今後の改正案の要点は大別して二つとなります。それは、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜與する場合、これは国会の議決に基いてしなければならないという点、即ち財産の收授に關するものが一つ、次に内廷費の増加及び皇室費の増加その他の改正、この二つであります。その第一の点、即ち憲法第八條に關する点は、皇室經濟法第二條において、これにつきまして個々に議決を要しない額を定めてありまして、その場合を區別した規定が設けられてあるものであります。今回の改正は、これまで

第二の点、内廷費の増額につきまして申上げます。内廷費は、平たく申しますれば、これはいわゆるお手許金とも申すべきものであります。これが年額二千九百万円でありましたものを三千万円に改めるといふのであります。で、この増額は、物価騰貴ということもあります。が、その他やはり天皇の御身分にふさわしい額としては、この増額はとにかくよほど節約されたものだと考えられてよろしいのであります。これにつきましては、曾つて内閣委員会におきまして、一国の象徴であられる

はどうするかと申しますれば、皇室経済會議の議を経てこれを決定するのであります。そうして、その金額はどれほどかと申しますれば、基準額の二倍とするのであります。

次に、皇族費の年額支出算定の基準の改正がせられたのであります。独立の生計を営むことを以て基準とするというふうに改めたのであります。従来はこの点は、既婚、未婚、成年、未成年という區別に従つて基準を立てておつたのでありますけれども、これは實際富家としての生計を立てられてお

總計が六百八十六万四でありまして、これが前に申しました宮廷費と同様の取扱を受けまして、昭和二十七年度の予算に計上されてあるのであります。更に皇室費の年額基準を改正いたしましたことに伴ひまして、攝政たる皇族の受ける年額は五倍を三倍と改正いたしましたのであります。それから又皇族たるの身分を離脱するための一時金を支出するその額は、その基準額の十五倍から十倍に低下することにしたしております。これは併し実額はいずれも若干の増加を示しておるのであります。

あります。これにつきましては更に考慮せられるであろうと認めたのであります。

かような次第でありまして、討論を省略いたしましたして、全会一致を以て両案とも可決すべきものと議決いたしました次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

山本	米治君	山縣	勝見君
山田	佐一君	大谷	肇潤君

昭和二十七年二月二十二日 参議院会議録第十六号

一松 政二君	深水 六郎君	相馬 助治君	中村 正雄君
加納 金助君	仁田 竹一君	山下 義信君	堂森 芳夫君
黒田 英雄君	中川 以良君	小松 正雄君	伊藤 修君
川村 松助君	寺尾 豊君	棚橋 小虎君	小泉 秀吉君
溝口 三郎君	堀越 儀郎君	下條 恭兵君	松浦 清一君
小野 義夫君	大野木秀次郎君	片岡 文重君	
入交 大蔵君	杉原 荒太君	国務大臣	
田方 進君	秋山俊一郎君	岡野 清豪君	
鈴木 直人君	石村 幸作君		
高橋進太郎君	堀 末治君		
鈴木 恭一君	安井 謙君		
長島 銀蔵君	竹中 七郎君		
有馬 英二君	菊田 七平君		
小川 久義君	岡 伊能君		
池田宇右衛門君	駒井 藤平君		
林屋龜次郎君	油井賢太郎君		
北村 一男君	中山 壽彦君		
白波瀬米吉君	岩沢 忠恭君		
西田 隆男君	大屋 晋三君		
黒川 武雄君	横尾 龍君		
石坂 堯一君	大隈 信幸君		
木内キヤウ君	稻垣平太郎君		
成瀬 橋治君	門田 定蔵君		
三輪 貞治君	三橋八次郎君		
若木 勝蔵君	小酒井義男君		
梅津 錦一君	深川タマエ君		
内村 清次君	佐多 忠隆君		
羽生 三七君	紅露 みつ君		
松浦 定義君	高田なほ子君		
森崎 隆君	吉田 法晴君		
深川榮左エ門君	岩男 仁蔵君		
河崎 ナツ君	堀木 鎌三君		
岡村文四郎君	榊 繁夫君		
須藤 五郎君	岩間 正男君		
水橋 輝作君	岩崎正三郎君		
松原 一彦君	田中 一君		
山田 節男君	村尾 重雄君		
吉川末次郎君	カニエ邦彦君		
島 清君	池田七郎兵衛君		

二月二十日議長において、左の通り
議席を変更した。

〔参照〕

二月二十一日議長において、左の通り
議席を変更した。

一七一 三好 始君
一七二 深川タマエ君
一七九 紅露 みつ君
一八〇 石川 清一君
一八一 松浦 定義君
一九〇 岩男 仁蔵君

昭和二十七年三月三十一日 第三種郵便物認可

定価 一部

十 円

（送料別）

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段四三二五
郵便東京一九〇〇〇